

## 島原城築城 400 年記念事業実行委員会専門部会設置要領

### (設置)

第 1 条 島原城築城 400 年記念事業の運営をより円滑に推進するため、島原城築城 400 年記念事業実行委員会規約（以下「規約」という。）第 1 2 条の規定に基づき、次の専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

- (1) 祝祭・イベント・交流部会
- (2) 歴史・文化部会
- (3) 島原城下まちづくり部会
- (4) その他必要に応じ設置する部会

### (構成)

第 2 条 専門部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 規約第 4 条第 1 号に定める委員のうち、構成団体については当該構成団体から選出された者並びに部会参加を希望する個人
- (2) 島原市職員
- (3) その他会長が必要と認めた者

### (事務分掌)

第 3 条 各専門部会の事務分掌は、別表によるものとし、新たな部会を設置した場合はこれを調製する。

### (部会長等)

第 4 条 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、部会員の中から互選により選出する。
- 3 副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長及び副部会長は、専門部会相互の連携を図るため、幹事会において連絡調整を行う。

### (補則)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事会に諮り、各部会長が適宜これを処理することができる。

附則

この要領は、平成30年7月25日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会事務分掌

部会名	業務内容
祝祭・イベント・交流部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本方針に関する事業の企画、提案及び実施に関する事</li><li>・記念式典、イベント等に関する事</li><li>・島原藩ゆかりの地との交流事業に関する事</li></ul>
歴史・文化部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本方針に関する事業の企画、提案及び実施に関する事</li><li>・歴史に関する事</li><li>・伝統文化に関する事</li></ul>
島原城下まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本方針に関する事業の企画、提案に関する事</li><li>・島原城整備事業に関する事</li><li>・島原城周辺整備事業に関する事</li></ul>